

開催日：令和6(2024)年1月26日（金曜日）

質疑応答集

No.	質問内容	回答
1	契約権限者、契約担当者を登録する場合の締約締結までの流れをお示してください。 例) 発注者様からのメールは権限者担当者同時に送信されるのか、担当者の確認を経て権限者へ同じ内容のメールが送信されるのかその逆か、確認はどちらか一方でよいのか。など	電子契約同意書兼メールアドレス確認書にご記載いただいた契約事務担当者へまずメールが送信され、内容を確認・同意していただいた後、契約締結権限者へメールが届く仕組みとなっています。契約事務担当者を記載した場合、契約締結権限者と契約事務担当者の両者のご確認が必要です。なお、契約事務担当者の記載を省略した場合は、契約締結権限者のみ確認・同意していただく形となります。
2	押印不要の書類はメールでの提出でよいのかクラウド上に保存するのか。メールの場合は契約担当課あてか担当者個人アドレス宛か。	押印省略可能な書類（工事工程表など）については、メールでのご提出をお願いいたします。 メールの提出先については、どちらも可能です。メールアドレスについては、発注機関へお問い合わせください。
3	銀行保証について 銀行で保証書を発行してもらう際、事前に仮に作成した契約書の提示（FAX）が求められます。 電子契約の場合はどのように対応したらよろしいでしょうか？	金融機関へお問い合わせください。
4	認証キーの提出について 認証キー事体が英数字の羅列ですが、それを発注者様にお知らせするメールは暗号化しなければならないのでしょうか？	発注機関が、保証情報を確認するにあたり必要な情報は、「電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ」（PDF）に記載されています。このPDFファイルを暗号化処理して発注機関へ提出してください。
5	4月までに用意しておくものは何でしょうか？（電子契約サービス事業者との契約・ICカードなど）	インターネットを利用できる環境*とメールアドレスがあれば電子契約サービスを利用することができますので、特段、準備していただくものはございません。電子契約サービス事業者との契約は不要で、無料で利用することができます。ICカードも不要です。 *以下のURLを参照してください。 (https://help.cloudsign.jp/ja/articles/2570393)
6	弊社は電子印を活用した電子契約をしたことがなく、会社法人の電子印を取得していません。推奨するソフトがあれば、ご教示いただければ幸いです。料金やサービス・安全性なども含めて分かる範囲でお願い致します。	電子契約サービスは、メールアドレスにより電子認証を行いますので、電子印鑑の取得は不要です。
7	紙契約を希望する場合には、入札書提出時に今まで通り、工事内訳書の提出だけでよろしいのでしょうか。	そのとおりです。
8	電子契約を希望する場合には、入札書提出時に工事内訳書のほかに電子契約同意書兼メールアドレス確認書を1つのフォルダで提出する時に、フォルダ名は何と表示するのでしょうか。（Zipファイル）	Zipファイル及びフォルダ名は、任意の名前で作成してください。
9	電子契約同意書兼メールアドレス確認書の様式はホームページからダウンロードできるのででしょうか。（いつ頃でしょうか。）	3月中に掲載予定です。